

[税額の計算]

- ① 勤続年数は、29年6か月ですから1年未満の端数を切り上げて30年となります。
- ② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によつて、「勤続年数」が「30年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求める1,500万円となります。
- ③ 退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額を2分の1して課税退職所得金額を求めます。

$$(1,700\text{万円} - 1,500\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 100\text{万円}$$

- ④ 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式に従って税額を計算します。

$$100\text{万円} \times 5\% = 5\text{万円} \blacktriangleleft$$

これがその退職手当等から源泉徴収する税額です。

(源泉徴収のための退職所得控除額の表)

勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合
24年	千円 10,800	千円 11,800
25年	千円 11,500	千円 12,500
29年	千円 14,300	千円 15,300
30年	千円 15,000	千円 16,000
31年	千円 15,700	千円 16,700
32年	千円 16,400	千円 17,400

退職所得の源泉徴収税額の速算表（平成22年分）

課税退職所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000円以下	5%	—	(A) × 5% ◀
1,950,000円超	3,300,000円 2%	10% 97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000円	6,950,000円 2%	20% 427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000円	9,000,000円 2%	23% 636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000円	18,000,000円 2%	33% 1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円
18,000,000円		40% 2,796,000円	(A) × 40% - 2,796,000円

(注) 課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、求めた税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

第4 報酬・料金等の源泉徴収事務

居住者又は内国法人に支払う報酬・料金等の源泉徴収事務は、原稿料、講演料、芸術・スポーツ・知識等の教授・指導料、税理士報酬、外交員報酬、出演料、ホステスの報酬などの報酬・料金等の支払者が、その支払の際に一定の税率により所得税を徴収して納付する事務です。

源泉徴収の対象とされている報酬・料金等の範囲及び税額の計算方法は、次の表のとおりです。

なお、給与等の支払がない個人又は常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等を支払う個人は、次表の9に掲げるホステスなどの報酬・料金を支払う場合を除き、源泉徴収を行う必要はありません（所法184、204②）。

I 居住者に対して支払う報酬・料金等

(所法204、205、所令320、321、322、措法41の20)

源 泉 徴 収 の 対 象 と な る 報 酬 ・ 料 金 等	税 額 の 計 算 方 法
1 弁護士、税理士などの業務に関する報酬・料金 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、公認会計士、税理士、計理士、会計士補、社会保険労務士、弁理士、企業診断員、測量士、測量士補、建築士、建築代理士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士、技術士補、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人の業務に関する報酬・料金	支払金額×10% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%
2 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の業務に関する報酬・料金	(支払金額－1万円) ×10%
3 外交員、集金人、電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金	{ その月中の報酬・料金 – (12万円 – その月中の給与等の額) } ×10%
4 原稿料、講演料など 原稿料、挿絵料、作曲料、レコードやテープの吹込料、デザイン料、放送謝金、著作権の使用料、著作隣接権の使用料、講演料、技芸・スポーツ・知識等の教授・指導料、投資助言業務に係る報酬もしくは料金、脚本料、脚色料、翻訳料、通訳料、校正料、書籍の表丁料、速記料、版下の報酬など	支払金額×10%
5 次に掲げる職業運動家等の業務に関する報酬・料金 職業野球の選手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手、プロレスラー、プロゴルファー、プロボウラー、自動車のレーサー、競馬の騎手、モデルなど	支払金額×10% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%
6 芸能人などに支払う出演料等 (注) 一般の人に支払うラジオやテレビ放送の出演料も含まれます。	
7 芸能人の役務の提供を内容とする事業の報酬・料金	
8 プロボクサーの業務に関する報酬・料金	(支払金額－5万円) ×10%
9 バー・キャバレー等のホステス、パンケットホステス・コンパニオン等の業務に関する報酬・料金	(支払金額－控除額) ×10% (注) 控除額= (5,000円×支払金額の計算期間の日数) – その計算期間の給与等の額
10 役務の提供を受けることを約することにより一時に支払う契約金 (注) 例えば、技術者を採用する際に支払う支度金など	支払金額×10% ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%
11 事業の広告宣伝のための賞金	(支払金額－50万円) ×10%
12 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	(支払金額－1月20万円) ×10%
13 馬主に支払う競馬の賞金	{ 支払金額 – (支払金額×20% + 60万円) } ×10%

- (注) 1 報酬・料金等には、物品その他の経済的利益により支払うものも含まれます。
 2 報酬・料金等の金額の中に消費税及び地方消費税の額が含まれている場合であっても、消費税及び地方消費税の額を含めた金額が源泉徴収の対象となる報酬・料金等の金額となります。ただし、報酬・料金等の支払を受ける者からの請求書等において、報酬・料金等の額と消費税及び地方消費税の額とが明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えありません（平元直法6-1、平9課法8-1改正）。
 3 報酬・料金の支払者が、その支払を受ける人の旅行、宿泊などの費用を負担する場合も源泉徴収の対象となります。その費用を報酬・料金の支払を受ける人に支払わず、交通機関やホテルなどに直接支払い、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内であれば、源泉徴収をしなくて差し支えありません（基通204-4）。

II 内国法人に対して支払う報酬・料金等

(所法174、175、所令298、299)

源泉徴収の対象となる報酬・料金等	税額の計算方法
馬主に支払う競馬の賞金	{支払金額 - (支払金額 × 20% + 60万円)} × 10%

第5 配当所得の源泉徴収事務

居住者又は内国法人に支払う配当所得の源泉徴収事務は、剰余金の配当、剰余金の分配など（平成22年10月1日以後は、同日以後に行われる法人税法に規定する適格現物分配に係るものは除きます。以下「配当等」といいます。）や配当等とみなされるいわゆるみなし配当の支払者が、その支払の際に次に掲げる区分の税率により所得税を徴収して納付する事務です（所法24、25、174、181、212、措法9の3、9の3の2、9の4の2、37の11の6、法法2十二の十五、平20改正法附則33、平22改正法附則1三イ）。

（注）みなし配当とは、①非適格合併、②非適格分割型分割、③資本の払戻し、④残余財産の分配、⑤自己株式の取得等（自己株式の取得、出資の消却等、組織変更）により受けた金銭その他の資産の交付が、配当とみなされるものをいいます。

なお、株式又は出資に係る配当等については、その支払の確定した日（株主総会の決議で定められた剰余金の配当等についての効力を生ずる日など）から1年を経過した日までに支払がない場合には、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、所得税を源泉徴収することになっています（所法181②）。

1 上場株式等の配当等の場合

源泉徴収税率は、7%（支払を受ける者が居住者の場合は他に住民税3%）です。

なお、平成24年1月1日以後は15%（支払を受ける者が居住者の場合は他に住民税5%）の税率が適用されます（措法9の3、平20改正法附則33）。

（注）1 発行済株式の総数等の5%以上に相当する数又は金額の株式等を有する個人が支払を受ける上場株式等の配当等については、この制度の対象となりません（下記2に該当することになります）。

2 「上場株式等の配当等」には、証券取引所（金融商品取引所）に上場されている株式や店頭売買登録銘柄として登録されている株式についての配当のほか、特定株式投資信託や公募株式投資信託の収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等が含まれます。なお、このほか、投資信託の収益の分配等についても源泉徴収が必要です。詳しくは、国税庁ホームページに掲載されている「源泉徴収のあらまし」をご参照ください（「源泉徴収のあらまし」は冊子による提供も行っています。）。

2 上場株式等以外の配当等の場合

源泉徴収税率は、20%（住民税なし）です。

第6 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務

非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務は、非居住者又は外国法人に対して国内において生じた所得（国内源泉所得といいます。）を支払う際に、一定の税率により所得税を徴収して納付する事務です。

なお、源泉徴収の税率等は次のとおりです。